

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づく 人材活用等に関する方針

令和元年 10 月 1 日

国立研究開発法人科学技術振興機構

「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成 20 年法律第 63 号）
第 24 条に基づき、研究開発等の推進のため人材活用等に関する方針を定める。

1. 基本方針

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）は、科学技術基本計画を実施する中核的機関として、機構内外の資源を最大限活用するネットワーク型研究所としての特長を生かし、我が国全体の研究開発成果の最大化を図ることを使命としている。

本使命を達成するため、機構の人材活用等に関する基本方針として以下を定める。

- ・ 我が国の研究力向上を図り、研究開発成果を最大化することを目的に、研究者、研究者とともに科学技術イノベーションを担う多様な人材、次世代の科学技術を担う人材等の育成・活躍促進に取組むこととし、機構の事業を通じて横断的かつ一体的に推進する。
- ・ 科学技術イノベーションを担う多様な人材として、機構職員の資質の向上に積極的に取り組み、ネットワーク型研究所に相応しい研究開発マネジメント能力の強化を図る。

2. 機構の事業を通じた科学技術イノベーションを生み出す人材の育成・活躍促進

- (1) 研究開発等の推進における若年研究者等の能力の活用に関する事項
- 若手研究者の活躍に向けて、若手研究者を対象とした事業の拡充、積極的な採択など、ポスト及び研究資金の重点化を推進する。
 - 若手研究者による新興・融合領域の開拓に向け、若手研究者に対して領域・分野横断的なネットワーク形成の機会を広く提供する。
 - 女性研究者等の活躍促進に向けて、事業におけるライフイベント支援制度の活用促進を図る。

- 外国人研究者の活躍促進等に向け、募集要項、ホームページ作成など、英語による情報発信を強化する。
- (2) 卓越した研究者等の確保に関する事項
- 国際的な頭脳循環を促進するため、海外から帰国する若手研究者や、PI (Principal Investigator) として独立する若手研究者に対し、研究環境整備等に要する研究費の追加措置 (スタートアップ支援) を行う。
 - 研究者が能力を最大限に発揮し、成果創出につながるよう、専従緩和等の制度の整備を行う。
- (3) 研究開発等に係る人事交流の促進に関する事項
- 研究者の国際的な人事交流を促進するため、海外研究者の短期招へいと国内研究者の海外機関への短期派遣等を行う。
 - 研究者の交流・流動性の向上を図るため、海外事務所の活動を強化し、海外研究者等とのネットワーク形成、海外在住の日本人研究者へ向けた積極的な情報発信等を行う。
 - 研究者等の流動性の向上と多様なキャリア形成を支援するため、求職者と求人機関とのマッチングを促進する研究者データベースを構築・運用する。
- (4) その他研究開発等の推進のための基盤の強化のうち人材活用に係るものに関する重要事項
- 社会的問題の解決や科学技術の倫理的・法的・社会的課題 (ELSI) への適切な対応に資するため、人文・社会科学研究者等の研究開発への参画を促進する。
 - 研究者とともに科学技術イノベーションを担う多様な人材 (PM 人材、目利き人材、知財人材等) の育成・活躍促進を図るため、研修プログラムを強化するとともに、活躍の場の拡大を通じたキャリア形成を支援する。
 - 科学コミュニケーター等の科学技術と社会を繋ぐ人材の育成・活躍促進を図る。
 - 次世代の科学技術を担う人材の育成を継続的・体系的に行う。

3. 機構職員の人材育成・活用等に対する取組

- (1) 科学技術イノベーションを担う多様な人材としての機構職員の育成・活用
- 研究開発マネジメント能力の強化を図るため、研修等を通じた機構職員の資質の向上に取り組む。
 - 機構職員が専門的業務を経験する機会の拡大を図る。

(2) 研究開発マネジメントに係るノウハウ・知の形式知化と承継

- 機構の組織全体の研究開発マネジメント能力を向上させるため、機構職員の研究開発マネジメントに係る経験的知識や好事例を文章化するなど、形式知への変換を図り、機構内での共有を推進する。